

# オバマ政権の成立と租税政策

池上 岳彦  
立教大学経済学部教授

## はじめに——ブッシュ政権の遺産

2009年1月に発足したアメリカのオバマ（Barack H. Obama）政権は、成立当初から未曾有の経済危機に見舞われており、景気対策が焦眉の課題である。しかしそれと同時に、ブッシュ政権の遺産である巨額の財政赤字も無視できない<sup>1</sup>。

2001年に発足したG.W.ブッシュ（George W. Bush）政権は同年、個人所得税について、税率の引下げ（最高税率は39.6%から35%へ）、最低税率10%の設定、児童税額控除の増額、結婚による税負担増の回避、代替的ミニマム税<sup>2</sup>の物価調整減税などの減税を段階的にを行い、相続税も段階的に減税して2010年に課税停止することを決めた。これによる減税規模は合計1兆3,500億ドルとされた。

しかし、アメリカでは2001年から景気後退が明ら

かになっていた。さらに2001年9月11日のテロ事件以降、連邦政府は軍事行動とテロ対策を拡大するとともに、2003年1月、既に決まった減税の前倒し実施、個人の受取配当非課税化、中小企業投資減税などを含む10年間で総額7,260億ドルの減税を提案した。連邦議会では、配当非課税化の提案が修正されたが、配当は総合課税から、またキャピタルゲインは10%もしくは20%の分離課税から、いずれも5%もしくは15%の分離課税へ変更された。これらによる全体としての減税規模は10年間合計3,500億ドルとなつた。法律上、ブッシュ政権による減税は時限付きであり、2010年には元に戻ることになつていたため、政権は減税の「恒久化」をめざしたが、ブッシュ大統領の在任中、連邦議会はそれを認めなかつた。

このような政策展開の下で、連邦は2002年度<sup>3</sup>以降、再び巨額の財政赤字に陥つた。財政赤字額は、2004年度は4,127億ドル（対歳出比18.0%）に上つた。財政赤字は一時減つたものの、2008年度は金融危機と景気後退のために4,548億ドル（対歳出比15.3%、対GDP比3.2%）へ急増した。

本稿では、オバマ政権の租税政策に検討を加える。まず、大統領選挙においてオバマ陣営は独自の税制改革構想を掲げた。ただし、大統領当選前後から景気は急激に悪化し、景気対策の実施が急務となつた。2009年2月に成立した景気対策法には、2,000億ドルを上回る減税が含まれている。さらに、2010年度大統領予算教書にも税制改革の提案が

### いけがみ たけひこ

1959年生。東北大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。博士（経済学）。専門は財政学、地方財政論。新潟大学商業短期大学部、新潟大学経済学部を経て、現職。

著書・編著に『分権化と地方財政』（岩波書店、2004年）、『地方税制改革』（ぎょうせい、2004年）、『財政赤字の力学』（税務経理協会、2005年）、『租税の財政社会学』（税務経理協会、2009年）など。

含まれている。これらを順次検討していく。

## 1. 大統領選挙における公約

2008年の大統領選挙において、民主党の予備選挙を勝ち抜いたオバマ陣営は、8月に税制改革構想を発表した。その主要な提案は以下の通りである<sup>4</sup>。

まず注目されるのは、ブッシュ政権が行った減税を元に戻すかどうかである。オバマ陣営は、一方でブッシュ減税のうち低・中所得世帯については所得減税を維持し、他方で年所得25万ドルを超える高所得世帯についてクリントン政権期の36%と39.6%の限界税率を復活するとともに、配当・キャピタルゲインの税率を20%に引き上げる、また相続税は350万ドルを超える財産に45%の税率で賦課する、とした。

さらに、独自の低・中所得層に対する減税策として、還付可能型<sup>5</sup>の勤労報償税額控除（“Making Work Pay Credit”）．所得の6.2%、最高額は単身世帯500ドル、家族世帯1,000ドル）、大学授業料税額控除（“American Opportunity Tax Credit”．4,000ドル）、住宅ローン利子税額控除（利払費の10%）等を新設するとともに、医療保険、児童扶養、勤労、退職向け貯蓄等への減税を拡大し、年所得5万ドル以下の高齢者は所得税を負担しないようにする方針も掲げた。

なお、法人税については、一方で国内雇用を拡大する企業への税率引き下げ、中小企業投資や起業によるキャピタルゲインの非課税、従業員のために負担する医療保険料の50%の税額控除、研究開発投資税額控除の恒久化といった減税を打ち出し、他方で「抜け穴」をふさぐとともにタックス・ヘイヴン対策を強化して課税ベースを拡大する方針を掲げた。

オバマ陣営の税制改革構想は、ブッシュ減税が法律通りに終了する状態を基準と考えれば減収になるが、「ブッシュ減税継続」の状態を基準とすれば増収となるものであった。これは、共和党のマケイン陣営が「ブッシュ減税恒久化」を前提としてさらなる減税を掲げたのと比較すれば、相対的には財政赤字の拡大幅が小さく、所得再分配に関してはマケイン陣営よ

りも累進的租税構造を強化しようとしたと評価されている<sup>6</sup>。

## 2. オバマ政権成立と景気対策

11月4日の大統領選挙ではオバマ候補が当選したが、金融危機と景気後退は急速に進行し、次期大統領と民主党が上下両院で多数を占める連邦議会指導部が景気対策法案を策定する異例の展開となつた。2009年1月20日のオバマ大統領就任後、まず下院が8,190億ドル規模の法案を可決したが、これは支出（公共投資等）と減税を組み合わせるなかで、支出面を相対的に重視した案であった。しかし、上院は与党民主党が安定多数（60議席）を確保していないため、民主党指導部が共和党稳健派議員との間で協議を行って法案を修正し、支出面の対策を減らして減税のウェイトを高める8,380億円規模の法案を可決した。最後に上下両院の協議で両法案が修正・統合され、7,872億ドル規模の「2009年アメリカ再生・再投資法」（American Recovery and Reinvestment Act of 2009）<sup>7</sup>が2月13日に両院で可決され、同17日にオバマ大統領が署名して成立した。

この景気対策法は、財政支出と減税を組み合わせている。支出面では、失業給付・食料スタンプ・年金等の増額、職業訓練の拡充、公共投資（高速道路、橋梁、公共交通機関、水道、インターネット普及、国防施設等）、医療保険料補助と施設整備補助、州に対するブロック補助金増額、環境対策とくに再生可能エネルギー等への補助<sup>8</sup>、連邦施設のエネルギー効率向上、学校区に対する援助、公営住宅の改良、ホームレス避難所の拡充、基礎科学・工学の研究支援、国土安全保障・司法の運営改善等が重視された。

税制面については、還付可能型税額控除の税額還付等による現金給付を支出・減税のどちらとみなすかによって負担軽減規模の解釈が異なる。減税という範囲でみれば、2009～2019年度の累計は2,869億ドルとなるが、その他の税制関連措置を含めれば3,264億ドルの負担軽減を行うともいえる<sup>9</sup>。そ

表1 「2009年アメリカ再生・再投資法」による税収変化

(単位:10億ドル)

		2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2009～2019年度累計
個人及び 家族向け 減税	勤労報償税額控除	-19.9	-66.1	-30.2	-	-116.2
	勤労税額控除の増額	-0.0	-2.3	-2.3	-	-4.7
	児童税額控除の還付制限緩和	-	-7.5	-7.3	-	-14.8
	大学授業料税額控除	-1.1	-6.2	-6.6	-	-13.9
	住宅初回購入税額控除の拡大	-1.1	-3.3	0.2	0.0	-6.6
	失業給付への所得税非課税	-0.9	-3.8	-	-	-4.7
	新車購入時売上税の所得控除	-0.4	-1.3	0.0	-	-1.7
	代替的ミニマム税対象者の拡大	-2.1	-82.7	15.0	-	-69.8
	小計	-25.6	-173.2	-31.2	0.0	-232.4
企業向け 減税	2009年取得資産の特別償却	-23.5	-14.3	8.1	6.5	-5.1
	中小企業資産取得優遇の延長	-0.6	-0.4	0.4	0.2	-0.0
	中小企業の2008年純経常損失繰戻し	-4.7	0.7	0.8	0.6	-0.9
	失業退伍軍人・若者雇用優遇	-0.0	-0.0	-0.0	-0.0	-0.2
	負債消却による所得の課税繰延べ	-12.1	-22.8	-7.5	-0.5	-1.6
	低所得地域の投資に対する税額控除	0.0	0.0	0.0	-	-0.8
	小計	-39.9	-36.0	2.2	7.1	-6.2
再生可能エネルギー投資に対する減税	-0.4	-1.5	-1.5	-1.2	-	-20.0
その他の減税	-3.5	-1.5	-7.9	3.2	-	-28.4
合計	-69.4	-212.2	-38.4	9.2	-	-286.9
その他の税制関連措置	-28.5	-9.6	-1.5	0.0	-	-39.5
再計	-97.8	-221.7	-39.9	9.2	-	-326.4

注: 1) 本表の数値には、歳入減のみならず、還付型税額控除等による歳出増も含まれる。

2) 主な項目のみ表示したが、「小計」は表示されていない措置をも含む。

3) 2013～2019年度の年度ごとの影響額については、表示を省略した。

資料: U.S. Congress, Joint Committee on Taxation, *Estimated Budget Effects of the Revenue Provisions Contained in the Conference Agreement for H.R. 1, the "American Recovery and Reinvestment Tax Act of 2009"*, JCX-19-09 (February 12, 2009) により筆者作成。

の主な内訳を示したのが表1である。

この法律においては、2011年度までに個人・家族向けに2,299億ドル、企業向けに737億ドルの減税を集中的に行って消費・投資を刺激する方針がとられた。その中心は、オバマ陣営が選挙中から「目玉」政策としていた還付可能型の勤労報償税額控除であり、2009～2010年の2年間で1,162億ドルという巨額の減税である。これは、所得の6.2%を税額控

除する措置であり、一定の年所得水準（単身世帯7.5万ドル、家族世帯15万ドル）を超えると減額される消失控除であるため、所得再分配にも資する。ただし、税額控除の最高額は単身世帯400ドル、家族世帯800ドルと、選挙時の構想より減額された。この税額控除は、貯蓄性向の高い高所得者を対象から除外しており、しかも確定申告を待つことなく源泉徴収税の減額という形で実施されるため、低・中所得者の消費

表2 2010年度大統領予算教書における財政収支予測

(単位:10億ドル)

	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2010～2019年度累計
歳出	3,938 [27.7]	3,552 [24.1]	3,625 [23.4]	3,662 [22.2]	42,219 [22.6]
歳入	2,186 [15.4]	2,381 [16.2]	2,713 [17.5]	3,081 [18.7]	35,250 [18.7]
財政収支	-1,752 [12.3]	-1,171 [8.0]	-912 [5.9]	-581 [3.5]	-6,969 [3.9]
現行制度による収支	-1,509.1	-1,178.0	-1,033.1	-757.5	-8,983.2
予算教書の提案による収支変化	-243.0	6.5	121.3	201.4	2,014.3
・臨時海外軍事行動の経費減額	31.2	60.3	118.6	138.9	1,490.4
・その他の歳出と使用料の変化	-4.0	-20.5	-27.4	-33.6	-482.8
CO2排出権取引による収入	-	-	-	78.7	645.7
減税	-28.5	-49.0	-19.3	-90.3	-940.2
・勤労報償税額控除の恒久化	(-)	(-)	(-11.0)	(-63.7)	(-536.7)
・勤労税額控除の拡大	(-)	(-)	(-0.0)	(-4.0)	(-32.9)
・児童税額控除還付の制限緩和	(-)	(-)	(-)	(-8.7)	(-70.5)
・退職向け貯蓄優遇措置の拡大	(-)	(-)	(-0.3)	(-3.0)	(-55.2)
・大学授業料税額控除の恒久化	(-)	(-)	(-0.9)	(-6.8)	(-74.9)
・中小企業投資の譲渡益非課税	(-)	(-)	(-)	(-)	(-7.2)
・研究開発投資税額控除恒久化	(-)	(-3.1)	(-5.5)	(-6.1)	(-74.5)
・中小企業の損失繰戻しの延長	(-27.8)	(-35.7)	(10.7)	(10.2)	(9.3)
・航空関連税の改廃	(-)	(-)	(-7.2)	(-7.6)	(-77.1)
・旧減税の2010年までの継続	(-0.7)	(-10.2)	(-5.1)	(-0.6)	(-20.7)
税制見直し(「抜け穴」ふさぎ等)	0.0	1.0	16.6	28.0	353.5
財政再建のための高所得者増税	-0.2	1.1	28.5	49.0	636.7
・限界税率36%・39.6%の導入	(-)	(-)	(15.8)	(29.6)	(338.8)
・人的控除の所得制限導入	(-)	(-)	(7.2)	(15.8)	(179.8)
・配当・譲渡益税率の引き上げ	(-0.2)	(1.1)	(5.4)	(3.7)	(118.1)
公債利払い費の減少	8.4	13.7	4.4	5.5	311.0
金融安定化措置に向けた予備費	-250.0	-	-	-	-
[参考]医療改革準備基金の創設	-	1.8	16.2	48.8	633.8
・医療制度運営の効率化	(-)	(1.8)	(5.1)	(18.0)	(316.0)
・所得控除による税軽減の制限	(-)	(-)	(11.1)	(30.8)	(317.8)

注: 1) 歳出・歳入及び財政収支の〔 〕は、対GDP比(%)。

2) 2013～2019年度の年度ごとの金額は、表示を省略した。

資料: U.S. Executive Office of the President, Office of Management and Budget, A New Era of Responsibility: Renewing America's Promise (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, February 26, 2009)  
pp. 114-129により筆者作成。

拡大につながりやすい、と高く評価されている<sup>10</sup>。

なお、勤労報償税額控除に所得制限を付すことが可能なのは、アメリカにおいて納税者番号制が導入されており、金融所得を含めて所得の総合的捕捉が可能だからである。日本のように、所得格差の大きな要因である金融所得等について分離課税が行われ、総合的な捕捉ができていない国では、「誰が本当の高所得者か」わからない。したがって、貯蓄性向が高い高所得者にも「定額給付金」を配らざるを得なくなってしまうのである。

大学授業料税額控除も導入されるが、その金額は2,000ドル及びそれを上回る授業料の25%（合計で最高2,500ドル）とされ、所得制限も付された。また、従来からある勤労税額控除の増額、児童税額控除の還付対象拡大<sup>11</sup>、初めて住宅を購入する際の税額控除の拡充、失業給付への所得税非課税措置、新車購入時に納めた売上税の所得控除適用等が行われた。さらに、物価上昇の結果として代替的ミニマム税の対象者が増大しないようにする物価調整減税も行われた。

企業課税についても、2009年に取得した資産に関する初年度50%の特別償却、中小企業が取得した資産への優遇措置の延長、中小企業について2008年に発生した純経常損失の5年間繰り戻しを認めて税を還付する措置、失業した退役軍人や若者を雇用した場合の賃金補助、負債の買入消却等による所得への課税繰り延べ、低所得地域の投資に対する税額控除といった減税が行われる。

ただし、緊急の景気対策として対象を絞って低・中所得者の消費や企業の投資を刺激する観点からみれば、今回の減税のなかには、代替的ミニマム税の対象者増大回避、住宅や新車の購入時における負担軽減、負債消却時の課税繰り延べ等、景気対策効果が乏しいと評価されるものもあった<sup>12</sup>。

### 3. 2010年度大統領予算教書 ——財政赤字見通しと増減税

2009年2月26日、オバマ大統領は2010年度大統領予算教書を発表した。これはオバマ政権が成立して初めての連邦予算に対する提案であり、大規模な景気対策の成立を受けて、今後の施政方針を具体的に示す重要な文書として位置づけられる<sup>13</sup>。

現在進行している2009年度は、金融機関等の相次ぐ破綻に対する巨額の救済措置、景気後退と減税による税収の減少、そして上記の景気対策支出もあって、1兆7,520億ドルと過去最高の財政赤字となり、その対GDP比も12.3%と、第2次大戦後初めて2桁を記録すると見込まれている<sup>14</sup>。

表2に示したように、予算教書は、現行制度・施策を継続した場合、2010～2019年度を累計した財政赤字を8兆9,832億ドルと推計したうえで、新たな提案によって赤字を2兆143億ドル圧縮して6兆9,690億ドルに抑える——しかしその間、財政黒字を記録する年度はない——としている。以下、2兆143億ドルの赤字削減について、その内容を検討してみよう。

支出面では、イラクからの米軍撤退等により、臨時海外軍事経費を1兆4,904億ドル削減する。これが最大の支出削減項目である。

歳入面では、一方で9,402億ドルの減税が提案されている。これは、勤労報償税額控除、大学授業料税額控除、勤労税額控除、児童税額控除、退職向け貯蓄優遇措置、中小企業投資の譲渡益非課税、研究開発投資税額控除等である。すなわち、これらは、選挙における公約のうち、景気対策として2年間の期限付きで採用された低・中所得者向け減税や中小企業減税、投資減税を恒久化する、という性格の提案である。

しかし、注目すべきは増税の提案である。景気回復が見込まれる2011年から、財政再建のために高所得者に対する所得税の増税を行う方針が明示さ

れたのである。その内容は、単身世帯については年所得20万ドル以上の場合、家族世帯については年所得25万ドル以上の場合、それぞれ（1）限界税率として、36%と39.6%の2つを再導入する、（2）人への控除の通減措置を再導入する、（3）配当及びキャピタルゲインに対する税率を20%に引き上げる、というものである。これらの措置により、2019年度までに6,367億ドルの増収が見込まれる。さらに、医療制度改革の財源として、所得控除により税負担を軽減する際の適用税率は28%を上限にすることとし、それにより3,178億ドルの増収を見込んでいる。これを含めれば、高所得者増税の規模は9,545億ドルになる。

また、国際課税の強化、石油・ガス産業優遇措置改廃といった税制の「抜け穴」ふさぎによって3,535億ドルの増収が見込まれている。さらに、地球温暖化対策に関連して、CO<sub>2</sub>の排出権取引に伴う収入6,457億ドルが見込まれているが、そのうち5,257億ドルは勤労報償税額控除の財源に充てるとされている。

なお、最大の政策課題とされている無保険者の解消を目標とする医療制度改革については、そのスタートとして「医療改革準備基金」（Health Reform Reserve Fund）を創設することとされた。その財源としては、上記の高所得者増税とともに、医療制度運営の効率化（民間保険者への過払い削減、薬価引き下げ、不正と無駄の摘発、退院後ケアの改善、診療報酬制度改革等）による経費節減3,160億ドルがあげられている。

財政再建の「責任」と政策実現のバランスを追求する姿勢が色濃く出た予算教書だといえよう。

## おわりに

オバマ政権に対する国民の支持率は高い。しかし、だからといって、その租税政策が実現されることは限らない<sup>15</sup>。新自由主義的な評論家は景気対策に名を借りた「大きな政府」化を警戒しており<sup>16</sup>、連邦議会では3名の稳健派上院議員を除く上下両院すべての共和党議員が景気対策法案の採決で反対票を

投じた<sup>17</sup>。

とくに、高所得者に対する増税と国民皆保険の導入を実現しようとすれば、抵抗はますます強まることが予想される。オバマ政権は、景気対策の効果を見極めつつ、新政権として自らの施策を展開し、かつ財政再建をはかる、という困難な途を歩き始めたのである。■

### 《注》

- 1 G.W.ブッシュ政権の租税政策及び財政赤字の状況については、池上・デウィット（2009）73～80ページを参照されたい。
- 2 「代替的ミニマム税」（Alternative Minimum Tax）は、個人所得税における優遇措置が過度に適用されて高額所得者の税負担が軽くなりすぎるのを防ぐために設けられている税であり、課税所得の計算方式と税率が本来の個人所得税と異なる。納税者は本来の個人所得税と代替的ミニマム税のうち、高い方の税額を支払う。
- 3 アメリカ連邦政府の会計年度は10月から翌年9月までであるが、年度終了月が属する年を年度の名称として用いる。たとえば、2002年度は、2001年10月～2002年9月である。
- 4 BakackObama.com（2008）による。
- 5 還付可能型の税額控除とは、税額控除額が本来の納税額を上回る場合、差額（もしくはその一部）を現金で還付する制度である。すなわち、これは一種の現金給付制度である。
- 6 Burman, et al.（2008）, Gale and Harris（2008）を参照せよ。
- 7 この法律の財政規模については、U.S. Congressional Budget Office（2009）を参照せよ。
- 8 再生可能エネルギーに対する取り組み等、最近の地球温暖化対策について、先進諸国の施策を比較検討したデウィット（2009）を参照せよ。
- 9 Altshuler, et al.（2009）を参照せよ。また、Murray and Kane（2009）では、減税規模は2,820億ドルと記されている。
- 10 Altshuler, et al.（2009）pp. 3-4を参照せよ。
- 11 従来、還付対象は年間所得12,550ドル以上の者に限られていたが、年間所得3,000ドル以上の者が還付対象とされることになった。
- 12 Altshuler, et al.（2009）を参照せよ。
- 13 U.S. Executive Office of the President, Office of Management and Budget（2009）pp. 1-43,

- Orszag (2009) を参照せよ。
- 14 1930 年以降の記録によれば、連邦財政赤字の対 GDP 比が 10% を超えたのは、1942 ~ 1945 年度の 4 回あり、最高は 1943 年度の 30.3% であった (U.S. Executive Office of the President, Office of Management and Budget (2008) p. 24)。なお、現在の財政赤字の深刻さを論じた研究として、Auerbach and Gale (2009) を参照せよ。
  - 15 アメリカにおける財政政策決定過程の特徴について、池上・デウィット (2009) 91 ~ 105 ページを参照されたい。
  - 16 たとえば、Edwards, Friedman and McCluskey (2009) を参照せよ。
  - 17 Murray and Kane (2009) を参照せよ。

#### 《参考文献》

- 池上岳彦／アンドリュー・デウィット (2009) 「アメリカとカナダの租税政策——どのように、そしてなぜ異なるのか」 神野直彦・池上岳彦編『租税の財政社会学』 稅務経理協会、所収。
- デウィット、アンドリュー (2009) 「エネルギーと環境の危機——租税国家をパラサイト扱いする政治を超えて」 神野直彦・池上岳彦編『租税の財政社会学』 稅務経理協会、所収。
- Altshuler, Rosanne, Leonard Burman, Howard Gleckman, Dan Halperin, Ben Harris, Elaine Maag, Kim Rueben, Eric Toder, and Roberton Williams (2009) *Tax Stimulus Report Card: Conference Bill, as of February 13, 2009*, Washington, D.C.: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution.
- Auerbach, Alan J., and William G. Gale (2009) *The Economic Crisis and the Fiscal Crisis: 2009 and Beyond*, Washington, D.C.: Brookings Institution (February 19) .
- BarackObama.com (2008) *Barack Obama's Comprehensive Tax Plan* (August) .  
[http://www.barackobama.com/pdf/taxes/Factsheet\\_Tax\\_Plan\\_FINAL.pdf](http://www.barackobama.com/pdf/taxes/Factsheet_Tax_Plan_FINAL.pdf) (Accessed on March 6, 2009)
- Burman, Len, Surachai Khitatrakun, Greg Leiserson, Jeff Rohaly, Eric Toder, and Bob Williams (2008) *An Updated Analysis of the 2008 Presidential Candidates' Tax Plans* (Revised: August 15; Updated: September 12) , Washington, D.C.: Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution.
- Edwards, Chris, Benjamin H. Friedman, and Neal McCluskey (2009) " Cato Scholars Comment on Obama's Budget," Washington, D.C.: Cato Institute, Pressroom (February 26).  
[http://www.cato.org/pressroom.php?display=n\\_comments&id=189](http://www.cato.org/pressroom.php?display=n_comments&id=189) (Accessed on February 28, 2009)
- Gale, William G., and Benjamin H. Harris (2008) " Taxes under Obama and McCain," *Economists' Voice*, October 2008.
- Murray, Shailagh, and Paul Kane (2009) " Congress Reaches Stimulus Accord," *Washington Post*, February 12, p. A1.
- Orszag, Peter R. (2009) " Testimony of Peter R. Orszag, Director of the Office of Management and Budget before the Committee on the Budget, U.S. House of Representatives," March 3.  
[http://www.whitehouse.gov/omb/assets/testimony/030309\\_budget.pdf](http://www.whitehouse.gov/omb/assets/testimony/030309_budget.pdf) (Accessed on March 4, 2009)
- U.S. Congress, Joint Committee on Taxation (2009) *Estimated Budget Effects of the Revenue Provisions Contained in the Conference Agreement for H.R. 1, the "American Recovery and Reinvestment Tax Act of 2009"*, JCX-19-09 (February 12) .
- U.S. Congressional Budget Office (2009) " Letter to Honorable Nancy Pelosi, Speaker, U.S. House of Representatives," February 13.
- U.S. Executive Office of the President, Office of Management and Budget (2008) *Historical Tables, Budget of the United States Government, Fiscal Year 2009*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office (February 4) .
- U.S. Executive Office of the President, Office of Management and Budget (2009) *A New Era of Responsibility: Renewing America's Promise*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office (February 26) .